

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン改正案」に関する意見募集の結果について

令和5年11月14日
法務省大臣官房司法法制部

令和5年9月19日（火）から同年10月18日（水）まで、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン改正案」に関する意見募集を行ったところ、4件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

御協力ありがとうございました。

第 1 意見募集期間

令和 5 年 9 月 1 9 日（火）～同年 1 0 月 1 8 日（水）

第 2 意見数

4 件 [意見提出者数 3（2 団体、1 個人）]

第 3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>・ガイドライン改正案の 2(5)イ (イ) の「和解内容に関する法律上の問題」として、「和解の対象である事項が、和解の対象とすることができない紛争に関するものでないかどうか」（同(a)）を追加することに反対する。同(a)は、執行決定の申立てのできる特定和解をする場合に限り「和解の内容に関する法律上の問題」とすることが適当であると考えている。</p>	<p>・和解の対象である事項が、当事者が自由に処分をすることが許されない権利又は法律関係に関するものか否かなど、和解の対象とすることができない紛争に関するものか否かは、特定和解以外の和解であっても、和解の効力に影響を及ぼし得る事項であるため、ガイドライン改正案の 2(5)イ (イ) の(a)については、特定和解に限定することなく、「法律に関する問題」として例示することが適当であると考えております。</p>
<p>・ガイドライン改正案の 2(7)イに記載の各書面等に該当するものとして、当事者等の署名及び電子署名を求めるのは適切でなく、記名押印で足りると考えるべきであり、その旨をガイドラインに明記すべきである。</p>	<p>・ガイドライン改正案の 2(7)イに記載の各書面が、当事者等の「署名」があるものではなく、「記名押印」があるものであったとしても、法第 27 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号の書面に該当し得ることは御指摘のとおりであると考えておりますが、ガイドラインの 2(7)イは、その柱書に「例えば次のようなものである場合には」と記載して</p>

<p>・ガイドライン改正案の2(5)イ(イ)の「和解内容に関する法律上の問題」として、対象紛争該当性(同(a))、債務の内容の特定性(同(c))、効力条項の表現の適切性(同(g))などを挙げているが、これらは執行力が問題となる特定和解に限定して「法律に関する問題」の例示とすることが考えられる。</p>	<p>いるとおり、あくまで例を示すものであって、これに限定する趣旨のものではありませんので、記載内容の修正までは不要であると考えております。</p> <p>・御指摘のガイドライン改正案の2(5)イ(イ)の(a)、(c)及び(g)については、いずれも、特定和解であるか否かにかかわらず、和解の効力等に影響を及ぼし得る事項であるため、特定和解に限定することなく、「法律に関する問題」として例示することが適当であると考えております。</p>
<p>・「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行の一部を改正する省令」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」の改正案に賛成する。</p> <p>裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正により、特定和解に基づく民事執行が可能になったこと等に伴い、認証紛争解決事業者による説明事項の一つとして「特定和解の成立により認証紛争解決手続が終了した場合における当該手続に係る手続実施記録の保存期間並びに当該手続実施記録の閲覧及び謄写又は複写に関する手続の有無及びその概要」が施行規則に追加されたことは、特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者(利用者)の利便性向上に資</p>	<p>・賛同意見として承ります。</p>

するものと思料する。